

2014年1月6日

各位

いきいき世代株式会社  
[関東財務局長（少額短期保険）第8号]

## 新商品 引受基準緩和型医療保険「新しいいき世代（緩和型）」の発売について

いきいき世代株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役：本間尚登、以下「当社」）は、本日 2014年1月6日から、新商品 引受基準緩和型医療保険「新しいいき世代（緩和型）」を発売いたしました。

当社は、少額短期保険業者として創業以来、シニア層を中心に手頃な保険料で、シンプルで分かりやすい保険商品を提供してまいりました。

当社の主力商品 医療保険「新しいいき世代」は、シニア層のお客様からご支持をいただく一方、お客様の健康状態によっては加入できないケースが一定の割合でありました。

「新しいいき世代（緩和型）」は、今まで加入できなかったお客様にも、広く医療保障を提供することで、より多くのお客様の期待にお応えすることを目的に開発した引受基準緩和型の医療保険です。「新しいいき世代（緩和型）」には、従来の医療保険と同様、「24時間無料電話健康相談」をはじめとする6つのサポートサービスを付帯していますので、お客様の日々の安心にもお役立ていただけます。

### 新しいいき世代（緩和型）の特長

- ◇健康状態についての告知項目を3項目とし、持病がある方や入院経験のある方も加入しやすくしました。
- ◇20歳から79歳まで申し込みできます。
- ◇入院保障は1日目から保障します。
- ◇手術保障は日帰り手術もカバーします。
- ◇先進医療保障は健康保険適用外の新技术（厚生労働省指定）にも対応します。
- ◇充実した6つの付帯サービスを提供します。  
24時間無料電話健康相談、セカンドオピニオン、聖路加1日人間ドック優先予約等

注) この商品は、告知項目を限定し、引受基準を緩和した商品です。そのため当社の他の医療保険に比べ保険料が割増しされています。

注) この商品は、責任開始日から6カ月以内は給付金の支払金額が半額となります。

当社は、これからもお客様“一人ひとりのより良い人生を応援”するための保険商品の開発、サービスの提供に努めてまいります。

### 【会社概要】

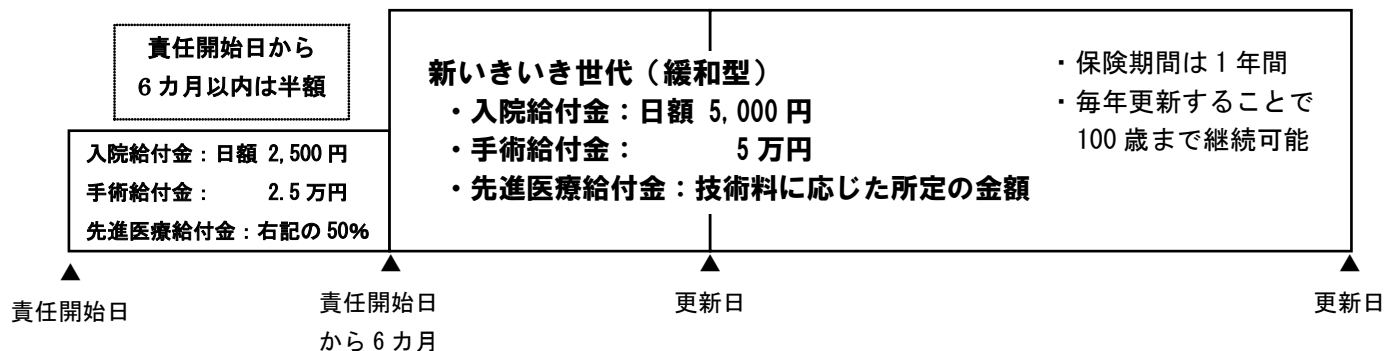
- 会社名 : いきいき世代株式会社
- 所在地 : 東京都千代田区九段北 1-8-10
- 設立年月日 : 2007年7月3日
- 資本金 : 36,000千円
- 事業内容 : 少額短期保険業（販売商品：医療保険「新しいいき世代」、死亡保険「あんしん世代」）
- URL : <http://www.i-sedai.com>

### 【本件に関するご照会先】

いきいき世代株式会社 広報 CSR・コンプライアンス室 富永 TEL : 03-6779-4145

【別紙】 引受基準緩和型医療保険「新しいいき世代（緩和型）」商品概要

1. 保障内容 ※入院給付金日額 5,000 円コースの例



給付金名称	支払事由	支払金額	支払限度
入院給付金	病気・ケガで入院したとき	入院給付金日額 × 入院日数	1 入院 60 日
手術給付金	所定の手術（89 種類）を受けたとき	入院給付金日額 × 10	回数無制限
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	技術料に応じた所定の金額	1 保険期間 100 万円

注）責任開始日から6カ月以内の支払金額は半額（50%に削減）となります。

注）支払限度額について

当社の医療保険は、少額短期保険にかかる経過措置の適用を受けており、現在1保険期間の給付金限度額は160万円となっています。1保険期間内に上記給付金の支払金額の合計が160万円に達した場合、以降の給付金はお支払いできません。なお、給付金限度額は1保険期間ごとに適用します。

2. 取扱概要

- 契約年齢：20歳～79歳
- 保険期間：1年間（毎年更新することで100歳まで継続可能）
- 入院給付金日額：5,000円コース  
10,000円コース  
3,000円コース（80歳以上の更新時のみ選択可）

3. 保険料例

入院給付金日額5,000円コース、月払の場合（円）

年齢	男性	女性
30歳	1,580	2,470
40歳	2,330	2,550
50歳	3,970	3,290
60歳	6,080	5,170
70歳	8,360	6,590

注）保険料は、加入後も更新日の年齢により5歳刻みで変更になります。

4. 付帯サービス

- ・ 24 時間無料電話健康相談
- ・ セカンドオピニオン
- ・ 聖路加 1 日人間ドック優先予約
- ・ こころのサポートサービス
- ・ 無料保険相談
- ・ 診断書作成費用（一律 5,000 円）

注）本商品の詳細については、商品パンフレット、契約に際しての大切な事柄（契約概要・注意喚起情報）、ご契約のしおり・約款をご覧ください。

以上